

駿河台キャンパス12号館スタジオ 利用内規（内部利用）

2020年3月3日

（趣旨）

第1条 この内規は、学校法人明治大学駿河台キャンパス12号館スタジオ（以下、12号館スタジオ）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用の目的）

第2条 12号館スタジオは、本学における教育・研究及びその支援に関する活動を映像・音声等のコンテンツ制作・コンテンツ配信によって促進し、その発展に寄与することを目的として利用する。

（利用対象）

第3条 12号館スタジオを利用することができる者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 本学の学生及び教職員
- (2) 前号のほか、メディア支援事務長が利用を認めた者

（遵守事項）

第4条 12号館スタジオの利用者は、その利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 12号館スタジオ利用者は、事前に利用申請書をメディア支援事務長に提出すること。
- (2) 本学における教育・研究及びその支援に関連する目的以外に利用しないこと。
- (3) 営利活動のために利用しないこと。ただし、本学に係る「個人、団体又は法人が行う教育・研究支援を目的とする活動」に付帯するものについては、この限りでない。
- (4) 設置機材は慎重に取り扱い、破損等があった場合は速やかに申し出ること。
- (5) プライバシー、名誉等の他人の権利を不当に侵害する情報又は公序良俗に反する情報を取り扱わないこと。
- (6) 著作権、特許権等の知的財産権により保護された情報を取り扱うときは、それを適正に利用すること。
- (7) 12号館スタジオの適正かつ正常な運用のために協力し、運用に支障を来すような利用をしないこと。
- (8) その他メディア支援事務長が必要と認める事項を遵守しなければならない。

(利用資格の取消し等)

第5条 12号館スタジオの利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の取消し又は停止、制限その他12号館スタジオの適正かつ正常な運用に必要な措置を講ずることができる。

- (1) 前条の規定に違反したと認められる場合
- (2) 利用手続きの所要事項に虚偽があった場合
- (3) 前2号のほか、12号館スタジオの利用者として不適格であると認められる場合

2 メディア支援事務長は、緊急でやむを得ない事情があるときは、利用の停止、制限その他システムの保安又は証拠保存のための必要な措置を講ずることができる。

3 メディア支援事務長は、前項の措置を行ったときは、速やかに当該利用者に連絡する。

4 前3項のほか、メディア支援事務長は、12号館スタジオの適正かつ正常な運用のために必要であると認めた場合には、指導、助言等の措置を講ずることができる。

(実施細則)

第6条 この内規に定めるもののほか、12号館スタジオの利用に関し必要な事項は、メディア支援事務長が別に定める。

附 則

この内規は、2013年6月21日より施行する。